

高速道路料金割引(利便増進事業終了に対する激変緩和)

<見直しの基本的考え方>

国土幹線道路部会の中間答申を踏まえ、

- ・実施目的を明確にした上で、効果が高く重複や無駄のない割引となるよう見直し
- ・生活対策、観光振興、物流対策などの観点を重視しつつ、高速道路の利用機会が多い車に配慮

<具体的な内容>

生活対策

- ・並行する一般道路における通勤時間帯の混雑緩和のため、地方部の通勤割引を通勤時間帯に多頻度利用する車を対象とする割引に見直し継続
- ・高速道路を利用する機会が多い車の負担を軽減するため、マイレージ割引について、最大割引率を9.1%に見直し継続

観光振興

- ・観光需要を喚起し、地域活性化を図るため、地方部の休日割引について、割引率を3割として継続

物流対策

- ・主に業務目的で高速道路を利用する機会が多い車の負担を軽減するため、大口・多頻度割引について、最大割引率を40%として継続

環境対策

- ・一般道路の沿道環境を改善するため、深夜割引について割引率を3割として継続

激変緩和

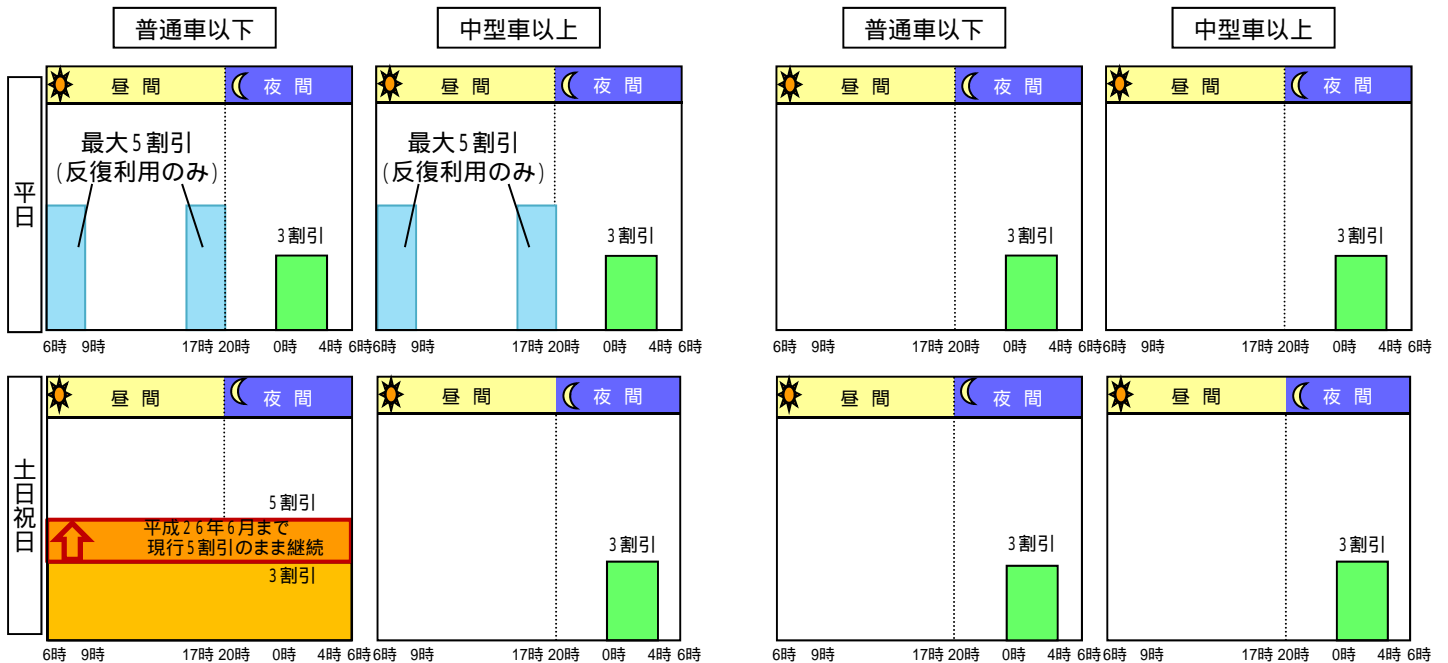
・地方部の休日割引の割引率を平成26年6月まで現行5割引のまま継続

激変緩和

・大口・多頻度割引の最大割引率を平成27年3月まで40%から50%に拡充

<地方部>

<大都市部>



マイレージ割引 (最大割引率を9.1%に見直し)

大口・多頻度割引 (最大割引率を40%に拡充)

(最大割引率を平成27年3月まで50%に拡充)



: 激変緩和措置(国費)

NEXCOの料金割引の経緯

民 営 化
(H17.10)

新直轄の導入やコスト縮減などで会社割引をスタート
(深夜3割引(H16.11~)通勤5割引(H17.1~))

----- H20.9 リーマンショック -----

緊急経済対策

H20.10~ 深夜5割引等の拡充 (緊急総合対策: 10年間(H29年度末迄))

H21.3~ 休日上限1,000円導入 (生活対策: 2年間(H22年度末迄))

===== 政 権 交 代 =====

見直し



H23.2 料金割引計画を見直し
休日上限1,000円継続(H25年度末迄)

----- H23.3 東日本大震災 -----

H23.6 休日上限1,000円等廃止

===== 政 権 交 代 =====

H25年度末 緊急経済対策による割引期限

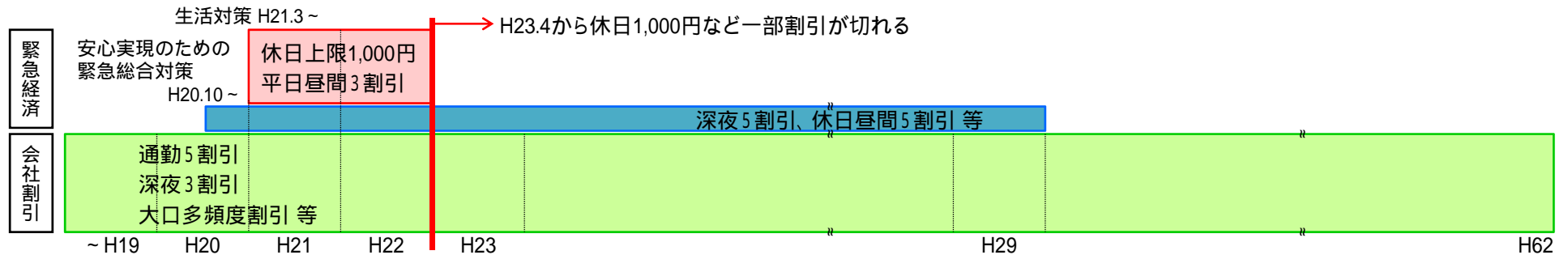


現行許可上は
料金割引が縮小となる

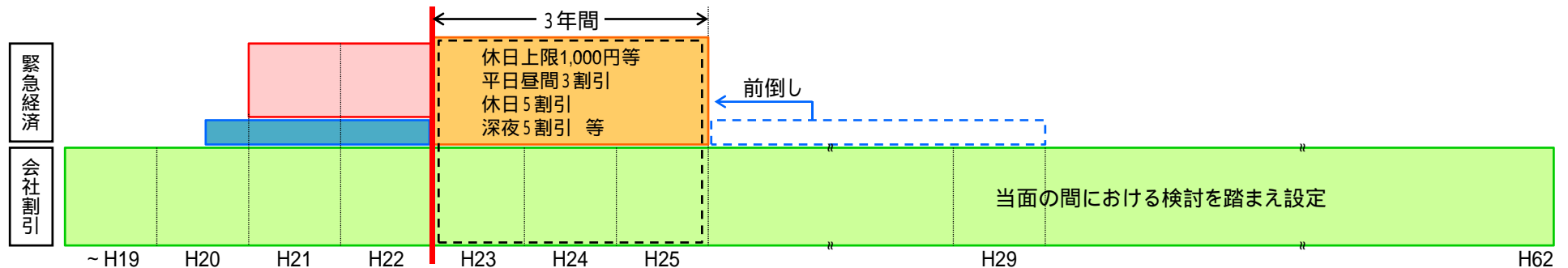
地域活性化などの
一定の効果

料金割引の見直しと緊急経済対策 [NEXCO]

従前の料金割引の計画 (H20.10 ~ H29年度末 深夜5割引等、H21.3 ~ H22年度末 休日上限1,000円等)

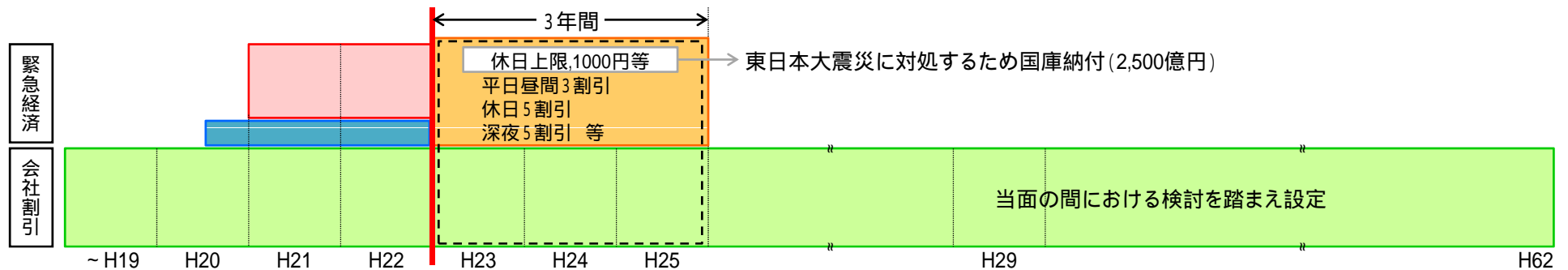


H23.2 料金割引計画の見直し (休日上限1,000円継続)



(H23.3 東日本大震災)

H23.6 休日上限1,000円等廃止

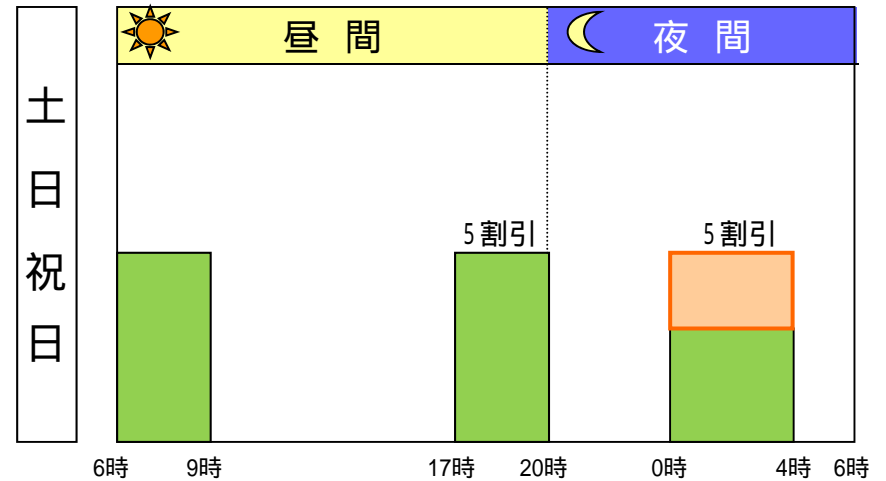
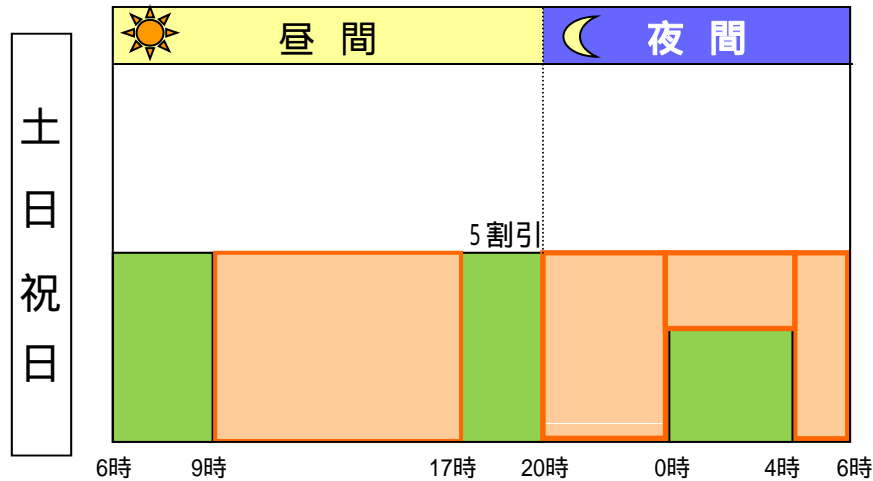
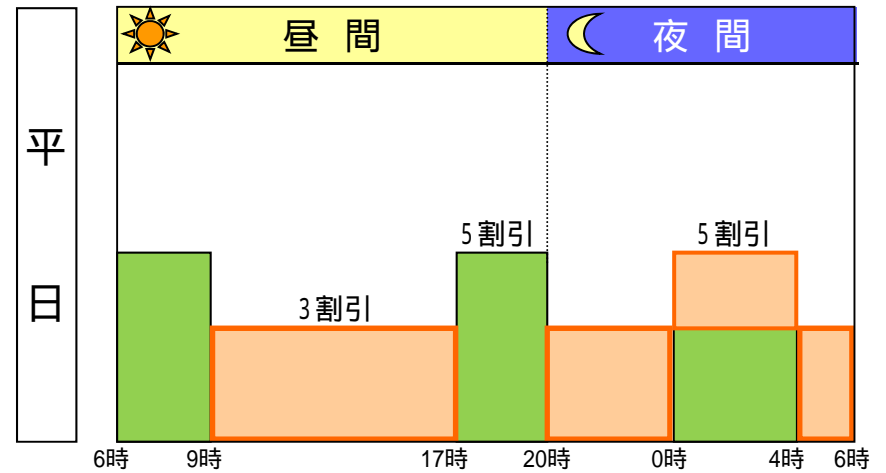
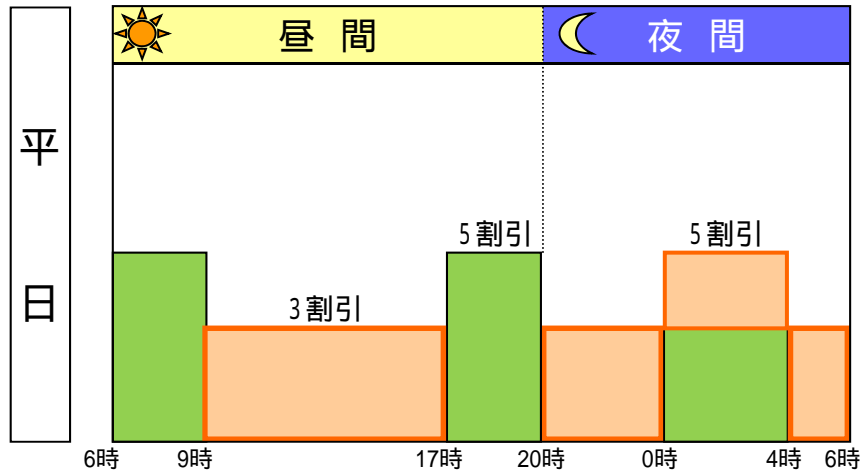


現行の料金割引と財源 (地方部)

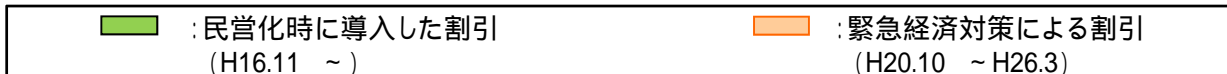
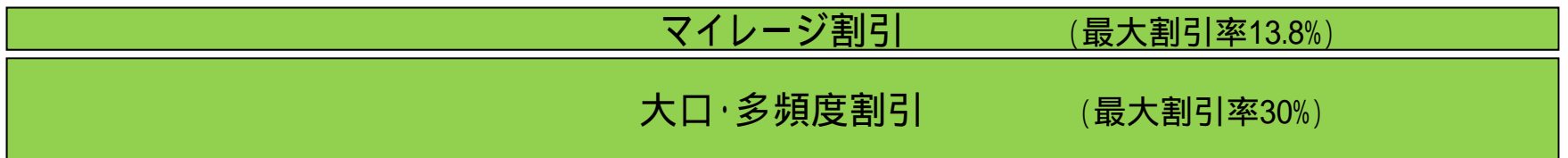
時間帯割引

普通車以下

中型車以上



利用頻度割引



割引時間帯毎に順次導入

社会資本整備審議会 道路分科会 国土幹線道路部会 中間答申(H25.6.25) (概要)

< 今後の料金割引のあり方 >

- ・割引が認識・実感されておらず、効果の発現が不十分
- ・目的の異なる割引を並行して導入、本来の効果が低減
- ・時間帯割引と大口・多頻度割引などが重複して適用



- ・利用者の行動変化を引き出す割引に限定
- ・料金割引の効果の発現の観点からの検討が必要
- ・各割引相互間の関係について整理する必要

< 料金割引の規模 >

- ・民営化時の新直轄方針の導入や建設・管理コストの縮減などによる債務の軽減の範囲内を基本として見直すことはやむを得ない
- ・この範囲を超える規模の料金割引を政策的に追加するのであれば、具体的な財源措置を併せて検討することが必要

(参考) 料金割引メニュー毎の評価

通勤割引

通勤時間帯に利用する全ての車が対象であり、通勤目的利用に特化が必要

深夜割引

3割引は効果があったが、拡充分には効果が無く、見直しが必要

平日3割引

効果が十分見られないので見直しが必要

休日割引

効果もあったが渋滞も発生。割引率を縮小しつつ地方部で継続を検討

マイレージ割引

他の交通機関の割引状況や利用状況も踏まえ、見直しが必要

大口・多頻度割引

継続すべきであるが、他の割引との重複適用状況の確認・整理が必要

大臣要請(H25.11.21)

- ・高速道路会社に対して「2つの努力」を要請

高速道路会社が実施している既存の料金割引メニューにも例外なく踏み込んで見直す努力
経営努力の最大限の反映